

第15回全国どぶろく研究大会 in 大府実行委員会規約

(名称)

第1条 本会は、第15回全国どぶろく研究大会 in 大府実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、どぶろく特区を活用した都市と農山漁村の交流拡大及び地域の活性化を図るとともに、農山漁村地域における起業の機会を創出し、併せて、どぶろくの製造技術の向上と普及促進するために、全国どぶろく研究大会（以下「研究大会」という。）を開催することを目的とする。

(事業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究大会の計画及び実施に関すること。
- (2) 研究大会の実施に関する関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、研究大会に関し必要な事項に関すること。

(組織の構成)

第4条 実行委員会は、愛知県のどぶろく製造事業者、関係行政機関及びその他関係団体等をもって組織し、別表に掲げる委員により構成する。

(役員)

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

2 実行委員会の会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 実行委員会の監事は、委員のうちから会長が指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理とするとともに実行委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の会計及び会務を監査する。

(会議)

第7条 会議は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他、会長が特に必要と認めた事項

(召集)

第8条 会議は会長が召集する。

(会議の議決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(会議の成立)

第10条 会議は、委員の半数以上の出席を持って成立する。ただし、委任状による場合や代理出席の場合も出席とみなす。

(事務局)

第11条 実行委員会の事務局は、大府市産業振興部農政課に置く。

(経費)

第12条 実行委員会及び研究大会に要する経費は、補助金、協賛金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(解散)

第13条 実行委員会は、その目的達成後解散する。

(補足)

第14条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 本規約は、令和2年3月23日から施行する。

(召集の特例)

- 2 実行委員会の設立実行委員会は、第8条の規定にかかわらず、大府市役所産業振興部長が召集する。

別表

委員（第4条関係）

	機関団体名・所属名	役職等名	氏名	備考
どぶろく 製造事業者	スリーシーズ合同会社	代表社員	杉山 修一	監事
	株式会社 ideai	代表取締役	眞柄 文子	
関係団体	大府商工会議所	会頭	鬼頭 佑治	
	大府市観光協会	会長	深谷 洋二	会長
	あいち知多農業協同組合	大府地域担当 理事代表	栞山 美親	監事
	共和商業協同組合	理事長	中村 直也	副会長
行政	大府市産業振興部	部長	寺島 晴彦	

事務局

所属名	役職等名	氏名	備考
大府市産業振興部農政課	課長	池村 英司	事務局長
	副主幹	畔柳 宏司	
	係長	村瀬 晋介	
	主任	井本 美都	